

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(27) 省略 (27)の2 境界確定に関する申請手数料 1件につき ア 1筆 3,000円 イ ア以外 3,000円に1筆を増すごとに500円を加算した額</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(27) 省略 (27)の2 境界確定に関する申請手数料 1件につき ア 1筆 3,000円 イ ア以外 3,000円に1筆を増すごとに500円を加算した額 (27)の3 介護サービス事業者等の指定の審査に関する手数料 1件につき</p>		
	区分	名称	手数料の額
	ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。)の指定の申請(当該申請に係る事業所が本市の区域内にあるものに限る。イの項からエの項まで、キの項及びクの項において同じ。)に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	20,000円
	イ 介護保険法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。)の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請手数料	30,000円
	ウ 介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。)の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	10,000円
	エ 介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。)の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定更新申請手数料	15,000円
	オ 介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	20,000円
	カ 介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	10,000円

(28)～(36) 省略

(37) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円

(38)～(39) 省略

(39)の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく壁面線の指定等がある場合における建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

(40) 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

(41)～(45)の4 省略

(46) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

(47)～(48) 省略

(48)の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

キ	介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	14,000円
ク	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	7,000円
ケ	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者(同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。コの項において同じ。)の指定の申請に対する審査	指定事業者指定申請手数料	14,000円
コ	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定事業者指定更新申請手数料	7,000円

(28)～(36) 省略

(37) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円

(38)～(39) 省略

(39)の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく壁面線の指定等がある場合における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

(40) 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円

(41)～(45)の4 省略

(46) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

(47)～(48) 省略

(48)の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

(48)の3～(48)の8 省略

(49) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さの認定申請手数料 27,000円

(50)～(53) 省略

(54) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない建築面積に係る認定申請手数料 27,000円

(55)～(60) 省略

(61) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の2～(76) 省略

(77) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可手数料

ア～ウ 省略

エ 準特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 530,000円

オ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 830,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1,010,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1,120,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1,420,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,660,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 3,880,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 5,100,000円

(48)の3～(48)の8 省略

(49) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さの認定申請手数料 27,000円

(50)～(53) 省略

(54) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に算入しない建築面積に係る認定申請手数料 27,000円

(55)～(60) 省略

(61) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の2～(76) 省略

(77) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可手数料

ア～ウ 省略

エ 準特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 570,000円

オ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 880,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1,070,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1,200,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1,520,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,780,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 4,070,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 5,340,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 6,290,000円

カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,500,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,140,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,350,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000円

キ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの 5,750,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 7,250,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 10,700,000円

(78)～(81) 省略

(82) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 6,490,000円

カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,580,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,940,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,260,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

キ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの 5,930,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 7,470,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 10,900,000円

(78)～(81) 省略

(82) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱



オ 岩盤タンク検査

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 9,100,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 12,400,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 17,000,000円

(83) 省略

- (84) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料

ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 310,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 430,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 720,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 960,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,210,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 2,950,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 3,620,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 4,170,000円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 2,660,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 3,190,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 4,790,000円

ウ 省略

オ 岩盤タンク検査

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 9,320,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 12,600,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 17,300,000円

(83) 省略

- (84) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料

ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 320,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 460,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 750,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1,020,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,300,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 3,150,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 3,870,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 4,460,000円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 2,690,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 3,230,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 4,830,000円

ウ 省略